

令和 2 年第86号議案

名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例の制定について

名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2 年 5 月15日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例

(設置の目的)

第 1 条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に係る対策事業の資金に充てるため、名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金には、新型コロナウイルス感染症に係る対策事業を推進するための寄附金及び市長が必要と認めた額を積み立てる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代える

ことができる。

(益金の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

(運用)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市新型コロナウイルス感染症対策事業基金を設置する必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

(基金)

第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び确实かつ効率的に運用しなければならない。

3 第 1 項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 }
6 } (略)

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第 2 項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

